

農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針

平成9年4月

山 口 県

目 次

第1	基本的な考え方	1
1	背景	
2	本県の特性	
3	本県の農山漁村滞在型余暇活動に対する施策の基本的方針	
第2	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項	2
1	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項	
2	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項	
3	整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項	
4	整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項	
5	その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項	
第3	山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項	4
1	山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項	
2	その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項	
第4	漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項	5
1	漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項	
2	その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項	
第5	その他	6
1	交流人口の安定確保	
2	市町村間の連携活動の推進	
3	国際化への対応	
4	支援体制の整備	

第1 基本的な考え方

1 背景

近年、「物の豊かさより心の豊かさ」、「生活の利便性より自然とのふれあい」というように国民の価値観が変化し、ライフスタイルの面でも余暇時間の増大等により、「レジャー、余暇生活の重視」の傾向が強まっている。このため、自然豊かな農山漁村や農林漁業への期待や関心が高まり、都市住民を中心に、余暇を利用して農山漁村に滞在し、地域の農林漁業や自然などを体験し、これに親しもうとする動きが見られる。

このような農山漁村での滞在型の余暇活動は、ゆとりある国民生活の実現や農林漁業・農山漁村の公益的機能の理解促進を図る上で極めて重要な要素であるとともに、それを受け入れる農山漁村においては、就業機会の確保や農林水産物の販路開拓等による所得の向上、新たな地域産業の創出などの経済的な効果により、地域の活性化に役立つものであり、都市と農山漁村の新たな共生関係を築くため、その推進が求められている。

2 本県の特性

本県は、中山間地域が県土の7割近くを占めており、水稻を主体に果樹、野菜、花、畜産等それぞれの地域特性を活かした多様な農業や木材・特用林産物を生産する林業が営まれている。また、三方を海に開かれていることから、沿岸漁業や養殖業が盛んである。

一方、県内各地には、緑豊かな山々やのどかな農村景観など四季折々に変化に富む自然があるとともに、瀬戸内海の穏やかな多島海美、日本海沿岸地域の荒々しい浸食海岸美など、美しく豊かな自然資源があり、県民や本県を訪れる人々にうるおいやレクリエーションの場を提供するなど、豊かな恵みをもたらしている。

3 本県の農山漁村滞在型余暇活動に対する施策の基本的方針

本県の農林漁業は、中山間地域等の地形的条件等からその経営は小規模であるため、今後の農林漁業、農山漁村の振興を図る上で、農山漁村と都市とが相互に支え合い、共生する関係を構築することが緊要な課題となっている。

このため、本県の多様な地域資源を活用した様々な交流活動を促進することが重要であり、とりわけ滞在型余暇活動については、地域の活性化をより一層推進するために有効な手段であることから、これを重要政策課題と位置付け、次の項目について重点的に取り組むとともに、本基本方針を定めて、滞在型余暇活動を推進することとする。

〔重点推進項目〕

- ① 新むらづくり運動等により、普及・啓発活動を強化し、気運の醸成を図ること。
- ② 農林漁業体験施設等の交流基盤を積極的に整備すること。
- ③ 人材育成や経営ノウハウの指導、さらには異業種等との連携の促進など総合的な支援対策を実施すること。
- ④ 交流ネットワーク化等により、長期にわたり様々な魅力あふれる交流が体験できる体制づくりを実施すること。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に当たっては、都市住民等に農業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるとともに、農業・農村の活性化に資するよう、次のような性格及び機能を有する地域の整備をめざすものとする。

ア 自然環境の保全や秩序ある土地利用に対する配慮がなされるとともに、農用地その他の農業資源と周囲の環境が一体となって、農村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な農村景観が形成されること。

イ 農業・農村に関する体験施設、宿泊施設等が総合的・一体的に整備されること。

ウ 地域の農業者による農業体験指導等質の高いサービスの提供が行われるほか、地域の農業生産活動や自然資源、地域で傳承されている食、工芸、芸能等の地域の諸資源を活かしつつ、独自性に満ちた多様な余暇活動の提供がなされること。

エ 農村滞在型余暇活動の機能の整備が農業や関連産業の振興に寄与し、就業機会の確保や農業所得の向上などによって、地域の活性化が図られること。

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、次の事項に留意しつつ、計画的・一体的な整備に努めるものとする。

ア 地域資源を最大限活用するとともに、農業者等地域住民の主体性と創意工夫を發揮したものとすること

イ 農産物の販売促進、農産加工品の開発・生産等、地域の農業及び関連産業等の振興に努めること。

ウ 施設等の利用者の安全の確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導、施設の運営等を行う人材の育成に努めること。また、女性・高齢者の能力の活用に配慮すること。

エ 農村滞在型余暇活動の場にふさわしい景観形成や優良農地の維持・保全等を図るため、地域の農業者等との調整の上、土地利用関係法令の適切な運用等により、秩序ある土地利用の推進に努めること。

オ 自然環境との調和、農業の健全な発展との調和、居住機能との調和等に配慮すること。

カ 農業者や農作業体験施設等の運営者等の組織化を図るなど地域の主体的な取り組みを進めるとともに、農業団体、市町村等関係者の連携を図り、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の効果的な実施に努めること。

2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区の設定に関する事項

農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備を促進するために必要な措置を講ずべき地区（以下「整備地区」という。）は、次の要件を満たす地域について設定するものとする。

- (1) 農用地等が整備地区内の土地の相当部分を占め、かつ、耕作放棄地や荒らし作り等がなく適正に管理され有効に利用されていること。
- (2) 自然環境の保全等に配慮がなされ、農地等の農業生産が行われている場とその周囲の環境とが一体となって良好な農村の景観が形成されていること。
- (3) 自然資源が豊かであり、整備をすることにより十分な機能の発揮が見込まれ、就業機会、地域の所得の確保の観点から農村滞在型余暇活動への取り組みに対する意欲が高く、また、農村滞在型余暇活動において役割を發揮できる人材がいること。
- (4) 当該地域が農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内にあること。

なお、整備地区の設定に当たっては、次の諸点に留意するものとする。

ア 農業者等の合意形成が図られており、農業者等の主体的かつ一体的な取り組みのもとに、農村滞在型余暇活動に資するための整備が促進されると認められる地区であること。

イ 農業生産活動及び伝統文化の伝承等の地域社会活動が活発に行われ、余暇活動に資するための機能を整備することにより、地域の特性を活かした多様な農村滞在型余暇活動の提供が行われると認められる地区であること。

ウ 市町村内において複数の整備地区を設定する場合には、各整備地区がそれぞれに特色のある余暇活動の機能の整備がなされ、それらの地区が有機的な連携のもとに、その成果の確保が図られるものであること。

3 整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

(1) 整備地区における土地利用の基本的な方針

整備地区における農用地その他の農業資源が有する多面的な機能の十分な発揮を図るとともに、農用地その他の農業資源、森林、水辺地等について、地域の固有の農村景観に配慮しつつ良好な農村景観の確保を図ることにより、農村滞在型余暇活動に資するための農業資源の保健機能を増進するものとする。

(2) 土地の利用方針

整備地区における農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るため、良好な農村景観の保全に関する措置、農作業体験の場を設定するための農用地等の保全、利用に関する措置、土地利用に関する協定等を活用するものとする。

4 整備地区における農作業体験施設等の整備に関する事項

農作業体験施設等の整備に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

- (1) 農業者等自らの創意と工夫を凝らし、地域の特性や自然条件等を活かした特色ある魅力的な施設等の整備に努めること。
- (2) 都市住民等が滞在しつつ、農業の体験その他の農業及び農村地域社会に対する理解を深めるための活動ができるよう、都市住民等のニーズに対応した多様な内容と形態を有する施設の整備に努めること。

- (3) 施設等の整備に当たっては、地域住民の意向が十分反映されるよう努めること。特に、女性・高齢者の能力の発揮の場の確保に配慮すること。
- (4) 施設等の整備に当たっては、年間を通じて効率的な利用が図られるよう機能・内容等について十分検討すること。
- (5) 施設等の整備に当たっては、既存の施設等との調和を図るとともにその積極的な活用を図ること。また、各施設等は総合的・計画的に配置し、相互に有機的な連携を有すること。なお、施設等の整備に当たっては、類似の施設等との重複がないよう留意するものとする。
- (6) 施設の整備に際しては、地域の自然環境の保全や農業生産活動との調和、良好な景観や生活環境等の保持・形成、水質の保全、秩序ある土地利用にも十分配慮すること。

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 農業振興地域整備計画その他農業の振興又は農村の整備に関する計画との調和を図ること。
- (2) 市町村内に複数の整備地区を定めた場合には、整備地区間の連携に配慮するものとする。
- (3) 農作業体験施設等の効率的かつ効果的な運営及び地域農産物の販売促進等を図るため、サービス水準の統一・向上や加工体験施設、食堂、宿泊施設等で利用する原材料・食材の地域農産物の活用・安定供給等についての協定づくりなど地区の関係者の連携により取り組みを推進する。

第3 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

(1) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、その他、次のような性格及び機能を有する地域の整備を目指すものとする。

ア 都市住民等に森林・林業体験その他森林・林業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、森林の持つ公益的機能が高度に発揮できる多様な森林が整備され、山村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい緑豊かな山村景観が形成されること。

イ その整備が森林、林業や関連産業の振興に寄与し、林業所得の向上や就業機会の確保のほか、県土の保全等森林の持つ多面的機能が高度に発揮される森林・林業地域が形成されること。

(2) 山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方

山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(1)と同様であるが、その他、次の事項に留意しつつ、計画的・一体的な整備に努めるものとする。

ア 森林・林業に関する認識及び理解を深めるとともに、森林整備に対する積極的な協力・参加の推進と地域林業の振興に寄与するよう努めること。

イ 都市住民等の余暇活動と地域の森林保全・整備及び林業生産活動並びに地域社会活

動との調和ある共存に努めること。

ウ 地域の森林所有者、森林組合等の意向を勘案して、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に基づき、森林の施業と森林保健施設の計画的かつ一体的な整備を図るなど森林の多面的な機能の高度発揮に努めること。

エ 森林、林業の体験については、地質、地形、気象、植生等を勘案して、体験区域を選定するとともに、作業内容や手順についての適切な指導等、快適で安全な体験をするための措置に努めること。

オ 森林インストラクター等の森林・林業体験を指導・案内する人材の活用とその育成に努めること。

2 その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項
山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様の考え方に基づき行うものとするが、その他、森林法等関係法令と適正な調整を行うものとする。
- (2) その他山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な措置に関する事項
山村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、山村の現状を考慮し必要な措置を講ずるほか、山村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るため、地域森林計画、市町村森林整備計画その他林業の振興又は山村の整備に関する計画との調和を図りつつ、森林地域の生物資源の保全、その他周辺環境の整備に努めるものとする。

第4 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本的な事項

- (1) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方
漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備のあり方については、第2の1の(1)と同様であるが、その他、次のような性格及び機能を有する地域の整備を目指すものとする。
 - ア 都市住民等に漁業の体験その他漁業に対する理解を深めるための多様な余暇活動の提供が可能となるよう、良好な自然的環境を有する漁場及び漁村滞在型余暇活動を行うのにふさわしい良好な漁村景観が形成されること。
 - イ 漁ろうの体験等について、地域の漁業者等により安全に対する配慮がなされた質の高いサービスの提供が行われること。
 - ウ 機能の整備が、漁業や関連産業の振興に寄与し、漁業所得の向上や就業機会の確保など、地域の活性化の進展が図られること。
- (2) 漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方
漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の進め方については、第2の1の(1)と同様であるが、その他、次の事項に留意しつつ、計画的・一体的な整備に努めるものとする。
 - ア 漁村滞在型余暇活動のための機能の整備が地域の漁業生産との有機的な結びつきの

もとに水産物の販売促進等地域漁業の振興に寄与するように配慮すること。

イ 漁業の適正、円滑な利用を図る等地域の漁業者と調整の上、優良漁場環境の維持・保全に努めつつ関係法令の適切な運用等により、地域の漁業生産活動との調和ある共存に配慮した整備推進に努めること。

ウ 漁ろの体験等における利用者の安全の確保や漁業に対する理解の促進を図るため、体験等の指導を行う人材の育成に努めること。

2 その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

(1) 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に関する事項

漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等の整備に当たっては、第2の4と同様の考え方にに基づき行うものとするが、そのほか、漁業法等関係法令と適正な調整を行うものとする。

(2) その他漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な措置に関する事項

漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備については、第2の5と同様の事項につき、漁村の現状を考慮し必要な措置を講ずるほか、漁村滞在型余暇活動の効果的な推進を図るため、漁港整備計画その他漁業の振興又は漁村の整備に関する計画との調和を図りつつ、関係海面の生物資源の保全、その他周辺環境の整備等に努めるものとする。

第5 その他

1 交流人口の安定確保

農山漁村滞在型余暇活動機能の整備の成果を確保するため、施設等の運営や誘客に工夫を凝らすとともに、都市側の自治体、企業、団体等との連携交流や都市住民等への積極的なPR活動等により年間を通じた交流人口の確保に努めるものとする。

2 市町村間の連携活動の推進

他の市町村と連携して都市側への情報提供、誘客等を行うなど各市町村間の連携による効果的な取り組みを行うものとする。

3 国際化への対応

国際的な交流をも推進する観点から、PRパンフ、地区・施設の案内板等の表示方法や人材の養成等に配慮するものとする。

4 支援体制の整備

市町村は、関係機関及び農林漁業団体、観光団体等から構成する支援組織を設置し、農林漁業者等に対して指導・助言等を行うなど、農山漁村滞在型余暇活動に資するための機能の整備の適正かつ円滑な推進に努めるものとする。